

議案第40号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、これに準じて本市の非常勤消防団員に係る出動報酬を新設する等のため改正する。

[内 容]

1 資格要件の拡大（第3条及び第5条関係）

非常勤消防団員（以下「団員」という。）の住所等に係る資格要件を次のように変更することとする。

改正後	改正前
小田原市内に居住し、勤務し、又は通学する者であること。	小田原市内に居住している者であること。

2 出動報酬の額の設定等（第13条及び別表第2関係）

団員の出動に応じて費用弁償を支給する制度に代えて、出動報酬を支給することとし、その額を次のように定めることとする。

区 分	改正後（出動報酬）	改正前（費用弁償）
災 害 出 動	1日（4時間以下の場合） 4,000円	1回（3時間未満の場合） 2,900円
	1日（4時間を超える場合） 8,000円	1回（3時間以上の場合） 4,300円
警 戒 出 動	1日3,500円	1回2,300円
訓練等出動	1日3,500円	1回2,300円

[適 用]

令和4年4月1日